



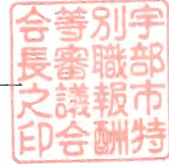
答 申 書

宇部市特別職報酬等審議会

平成 29 年(2017 年)2 月 1 日

宇部市長 久保田 后子 様

宇部市特別職報酬等審議会
会長 安部 研



特別職の報酬等の額について（答申）

平成 28 年 8 月 25 日付けで貴職から諮問のありました、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料及び退職手当の額並びに非常勤職員の報酬の額（以下、「報酬等の額」という。）について、当審議会において、慎重かつ十分な審議を重ねた結果、下記のとおり答申をいたします。

記

1 答申の内容

報酬等の額については、現行の額を据え置くことが適当と認める。

2 審議の経過

当審議会は、平成 23 年 4 月に報酬等の額が減額改定された経緯及び、それ以降、前回（平成 26 年度開催）までの審議会で報酬等の額を据え置くに至った経緯を踏まえ、この額のあり方について、市長からの諮問を受け審議に入った。

（1）審議に際し参考とした資料

- ① 県内他市及び人口規模が同程度の類似団体及び近隣都市（以下「類似都市」という。）の特別職の報酬等の比較
- ② 本市並びに県内他市及び類似都市の財政状況
- ③ 全国及び県内の消費者物価指数の推移
- ④ 一般職の職員の給与の改定状況
- ⑤ 市長及び副市長の給料及び退職手当に係る特例的減額措置の状況
- ⑥ 本市の個人市民税納税義務者 1 人当たりの給与所得の推移
- ⑦ 本市及び県内他市の人口の推移
- ⑧ 本市及び県内他市のラスパイレス指数の推移
- ⑨ 本市の行政委員会の活動状況

(2) 審議に当たっての基本的な考え方

- ① 前回（平成26年度開催）の審議会において整理された「報酬の額等を検討する上での指標」（基準となる報酬等の額を県内他市や類似都市との均衡、比較の中で決定し、それをベースとして、本市の現状と将来展望に特筆すべき傾向がある場合に増減させるもの。）に沿って検討を行うこと。
- ② 市長及び副市長（以下「市長等」という。）の給料及び退職手当は、市長等の政治判断により自主減額を行っているが、当審議会においては、それぞれの職本来の報酬額等の水準を審議し、これら自主的な減額措置とは切り離して考えるべきものであること。
- ③ 報酬等の額は、今後も優秀な人材の確保や市民協働の更なる推進等、本市の行政運営を安定的かつ持続可能なものとしていくため、その職責に見合う水準を保障する必要があること。
- ④ 上記③の一方で、市や市民への貢献というボランティア的な側面も含まれていること。

(3) 審議にあたり考慮した要素について

- ① 「人口」減少は全国的な課題であり本市も例外ではないが、山口県平均の減少率よりもゆるやかな減少率とはなっているものの、今後も人口減少は続くと予測されること。
- ② 「個人市民税納税義務者1人当たりの給与所得」は、山口県平均額よりも高く、また、増額傾向にあるが、納税義務者数は減少していること。
- ③ 「経常収支比率」は、地方消費税交付金の増加や公債費の減少等により改善傾向にあるが、今後の見通しとしては、超高齢社会の到来による福祉関係経費の増加や公共施設の老朽化への対応に加え、人口減少の進行等を考慮すると、市財政の状況は今後も厳しい状況が続くことが予測されること。
- ④ 「財政力指数」は、平成27年度数値は平成26年度数値と比較して改善されているが、この数値のみを持って財政運営が適正かどうか判断することはできないこと。
- ⑤ 「実質公債費比率」及び「将来負担比率」は改善傾向にあるが、公共施設の老朽化への対応に加え、就労人口の減少等により今後の税収は減少していくことが見込まれること。また、市庁舎の建替えによる新たな市債の発生等、不確定な要素があること。
- ⑥ 基金の総額は増額傾向にあるが、使途に縛りのない財政調整基金は大きく増加していないこと。
- ⑦ 平成22年度の審議会の答申を踏まえ、平成23年4月から県内他市に先駆けて、農業委員会を除く行政委員会委員の報酬を月額から日額に変更したが、現在まで県内他市においては月額制を継続していること。

- ⑧ 農業委員会を除く行政委員会の委員の報酬は、月額から日額に変更したことにより、選挙の開催回数で大きく変動する選挙管理委員会委員及び議員選出の監査委員を除き、1月当たりの月額換算の実績額は減額となっていること。

3 審議の内容

(1) 市議会議員、市長等について

- ① 市民ニーズは多様化・複雑化し、一方では人口減少の進行や超高齢社会を迎えている現在の状況においては、市政運営における最高責任者としての市長・副市長の職務は、非常に複雑かつ困難であること、また重責であることから、激務であると言えること。
- ② 市長等の給料及び退職手当の額について、県内他市及び類似都市と比較をしたところ、概ね本市の規模に相応した水準の報酬等の額であること。
- ③ 市長等の給料及び退職手当について、現在まで、長期間の自主的な減額を実施しており、減額率を引下げるべきではとの意見があったが、当審議会として、自主的な減額に対する意見は行わないものとしたこと。
- ④ 市長等については、私企業の経営者のように明確な数値で業績を示すことはできないため、業績を評価し報酬に反映することは困難であること。
- ⑤ 市議会議員の活動は、議会開会日以外の活動が見え難いところがあるが、各議員の活動全般を把握し、質的な評価を行うことは困難であること。
- ⑥ 市議会議員の報酬は、市民の平均年収と比較すると高額であり、市民感覚として高額であるとの見方もできるが、県内他市や類似都市との比較においては、概ね本市の規模に相応した水準の報酬額であること。
- ⑦ 市議会議員の報酬の総額はそのままに、議員定数を増やすために議員報酬の額を引下げてはどうかとの意見があったが、議員定数は当審議会での審議事項には当たらず、また、このために報酬を引下げるということは困難であること。

これらのことから、市議会議員の報酬、市長及び副市長の給料及び退職手当の額については、県内他市や類似都市との比較均衡を行ったところ、本市の規模に相応した水準の額であり、また、本市の現状を示す数値においては、財政指標に好転の兆しは見えるものの、今後の人口減少や税収の減少等に伴う市財政の見通しは厳しいものと予測され、報酬等の額を増減させる特別な事情は見受けられないと判断した。

(2) 非常勤職員について

非常勤職員のうち、農業委員会を除く行政委員会の委員については、平成22年度の審議会で月額制から日額制に見直す答申が行われ、その際、次のように整理が行われている。

- ① 行政委員会委員の報酬については、月に10日を超えるような活動実績がある

ものや、個々の委員の日常的な活動が多くあるもの以外は日額制が妥当であること。

- ② 日額の単価については、その業務に軽重をつけることは困難であるため、同じ金額としたこと。

また、平成26年度の審議会では、次のとおり監査委員の報酬について審議を行い、答申が出されている。

- ③ 「特に高度な専門性が要求される監査委員や、職務の範囲が広い教育委員については、日額制になじまないとの意見もあり、また、県内他市の日額制への見直しが進んでいないことや、最高裁判決において月額制を容認する判決（平成23年12月15日）が示された経緯等もあり、平成26年度において、再度、慎重に審議を行ったが、月額制とする特別な事情は見当たらなかったこと。」

これらのことを踏まえ、当審議会では次のとおり審議を行った。

<行政委員会委員>

【農業委員会委員】

- ① 農業委員会委員の月額制について、他の行政委員会委員の報酬が日額制に改定済みである中、農業委員会委員のみ例外的に月額制を維持することが妥当であるか、とりわけ、平成28年4月1日に施行された改正法により委員の選任方法が選挙による公選制から市町村長の任命制になったことから、その役割や活動について、今一度検討する必要があるとの意見が出された。

このことから、当審査会で改めて審議を行うにあたり、農業委員会にその活動内容と実績を確認した結果、

- ・ 選任方法は変更となったが、農業委員会委員の勤務実態は、執行機関としての意思決定をすることが活動の中心である他の委員会とは違い、日常の活動が中心であることに変わりはない。

- ・ 平成22年度の特別職報酬等審議会で示された、日額制の例外とすることができる基準を平成27年度の活動状況においても満たしていることが確認できる。

これらのことから、農業委員会委員の月額報酬については、例外的に認められたものではあるが、日額によらない特別の事情があると認められる要因が継続しており、月額制から日額制に改定すべきとまではいえないと判断した。

【監査委員】

- ② 県内他市との比較において、識見の委員の報酬額が低いのではないか、また、日額制に改定された際に、識見と議員選出委員の報酬額を同額とした妥当性を再度検討する必要があるのではとの意見が出された。

このことから、改めてその職責や活動内容について調査し、平成22年度に日額に改定を行った際の考え方も踏まえ審議を行った結果、

- ・ 識見の委員報酬については、税理士という資格の専門性を考慮すると、報酬額が低いとも考えられるが、一方で、(2)②にあるように、行政委員ごとの仕

事の軽重を推し量ることは困難であり、このため他の行政委員と同一の報酬額となっていること、また、監査委員に限らず、他の行政委員についても、市や市民への奉仕という側面も有していること。

- ・議員には議員報酬が支払われているが、議員活動に対する報酬と監査委員としての活動に対する報酬は、法の規定に基づき、それぞれの活動に対し支払われるべきものであること。
- ・識見及び議員選出の委員も、その職責や職務内容は同じであり、金額に差をつけるべき理由は見出し難いこと。

これらのことから、監査委員のうち識見委員の報酬額の増額、及び識見と議員選出の委員の日額に差をつけるべきとするまでには至らないと判断した。

【報酬の支給単位について】

- ③ 日額報酬が従事した時間にかかわらず一律の支給となっていることについて、市民へのより一層のわかりやすさや納得性、透明性の面から見れば、算出にあたって、時給や半日額の考え方によることについても検討の余地があるとの意見が出された。

このことから、改めてその活動の内容や現状について審議した結果、

- ・地方自治法の規定上、非常勤職員の報酬は、原則日額であり、特例的に月額、あるいは年額で支給できることとなっており、従事した時間に応じて支払う時給制は想定されておらず、報酬を算出するにあたっての最小の単位は日額であること。
- ・何をもって活動とするか、また、成果とするにふさわしい活動内容であるかについては、従事した時間のみで判断できるものではないこと。
- ・県内でいち早く月額制から日額制への改定を実施したことで、ほぼすべての委員報酬において総額は減額となり、既に一定の財政効果が現れていること。
- ・これ以上支給の水準を厳しくすることは、委員の大半が一定の専門性を持った団体から選出されている点や、優秀な人材を確保する等の観点から見ればふさわしくない面もあること。

これらのことから、報酬の支払単位については、現状を維持することが適当であると判断した。

(3) 各種審議会等委員

各種審議会委員の日額については、その日額（4,000円）が県内他市や類似都市と比較して、低い水準にあることから、その妥当性について検討を行ったところ、次のような意見が出された。

- ・各種審議会委員については、その活動が市や市民への貢献という側面を持ち合わせていることから、各委員のボランティア精神に期待するところも大きく、その報酬額が低く抑えられた経緯がある。
- ・しかしながら、人材を確保するためにも、ボランティア精神だけに頼るのでは

- なく、その負担に応じた相応の水準の対価を支払う必要があるのではないか。
- また、市民協働の推進により、市民セクターの果たす役割も増加してきている中で、「市民を活用すると安上がり」という誤解を招かないよう、市民の役割に対し「適正な報酬の配分」といった視点からも、報酬額の引上げを考慮していく必要があるのではないか。
- 一方で、現在の状況から考察すると、現在まで人材の確保は行えていること、また、本市の現状からは、上げるべき特段の事情は見出しえない。

これらの意見を総合的に審議した結果、各種審議会等委員の報酬については、現状を維持することが適当であると判断した。

ただし、優秀な人材の確保や市民協働の更なる推進、ひいては、本市の行政運営を安定的かつ持続可能なものとし、今後も市民参画による行政運営を更に推進していくという観点から、市民の納得が得られる報酬額の水準について継続して検討を行う必要がある。

4 結論及び要望事項

これらを総合的に判断した結果、当審議会としては、特別職の報酬等については、現時点では改定を行うこととせず、その額を据え置くことが適当との結論に至った。

また、本市は、依然として非常に厳しい財政状況であること、また、市民参画による行政運営を更に推進していくという観点から、附帯意見として以下の内容を付記する。

- 1 本市の財政状況は依然として厳しい状況にあること、また、様々な課題を抱えている状況であることを十分認識し、財政の健全化と行政改革に一層の努力をされたい。
- 2 各種審議会等委員については、本市の行政運営において大きな役割を担っており、就任にあたっては、市や市民への奉仕という理念にも賛同の上、活動を行っている。

このことは、一定の評価をされるべきことであるが、その報酬額の水準は、県内他市や類似団体と比較して低い状況に置かれており、今後、優秀な人材の確保や市民協働の更なる推進、ひいては、本市の行政運営を安定的かつ持続可能なものとし、市民参画による行政運営を更に推進していくという観点から、市民の納得が得られる報酬額の水準について継続して検討をされたい。

【資料1】

宇部市特別職報酬等審議会 委員名簿

(会長、職務代理以降は五十音別)

役 職	所 属 団 体 等	氏 名
会 長	宇部商工会議所 会頭	安 部 研 一
職務代理	NPO 法人 うべネットワーク 理事長	伊 藤 一 統
委 員	連合山口中部地域協議会宇部地区会議 代表	鈴 川 享 靖
委 員	社会保険労務士	徳 勢 美 知 子
委 員	うべ女性会議 代表	永 田 彭 子
委 員	一般社団法人 宇部青年会議所 理事長	永 堀 浩 幸
委 員	宇部市社会福祉協議会 会長	花 田 千 鶴 美
委 員	宇部市自治会連合会 会長	福 田 幸 三
委 員	消費者ネットワーク宇部 会長	山 田 節 子
委 員	株式会社 宇部日報社 代表取締役社長	脇 和 也

【資料2】

宇部市特別職報酬等審議会 開催状況

	開 催 日	主 な 内 容
第1回	平成28年 8月25日(木)	委嘱状交付、会長選出、諮問書交付、資料説明及び質疑応答
第2回	平成28年10月 4日(火)	市長及び副市長の給料月額及び退職手当、市議会議員の議員報酬、非常勤職員の報酬の審議
第3回	平成28年10月26日(水)	非常勤職員の報酬の審議、答申内容の検討